第五十五条の二第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第五十九条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第八十三条の二の三第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第八十三条の四第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の四の四第一項第一号中「住所」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第八十三条の六第一項第二号及び第七項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の八第二項第一号及び第九十七条の二の二第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第九十七条の二の三第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第百十条第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が前項に定める事項を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第三十三条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「及び従前の住所」を「、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改め、同項第五号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第二十八条の二第四項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第五十九条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第八十三条の二の三第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第八十三条の四第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の四の四第一項第一号中「住所」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第八十三条の六第一項第二号及び第七項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第八十三条の八第二項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

（厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三十四条　厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第三十五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第十七条第一号及び第二号、第二十二条第一項第一号及び第二号、第二十三条第一項第一号及び第二号、第三十一条第一項第一号及び第二号、第三十四条の三第一項第一号及び第四項第一号、第三十四条の四第一項第一号、第三十四条の三十一第一項第一号、第三十四条の四十四第一項第一号、第三十四条の四十八第一項第一号、第三十四条の五十第一項第一号並びに第三十四条の五十三第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第三十四条の五十四第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第三十五条第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「居住地」の下に「、個人番号」を加え、同項第五号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第四十五条第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「居住地」の下に「、個人番号」を加える。

第四十七条第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「居住地」の下に「、個人番号」を加える。

第四十八条第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「居住地」の下に「、個人番号」を加える。

第六十五条の七第一項第一号及び第二号並びに第六十五条の九の二第一項第一号及び第四号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第三十六条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。